

事務連絡  
令和2年5月27日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた建築物における衛生的環境の  
確保に関する事業の登録に係る監督者講習等の実施について

平素より、建築物衛生行政の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2に基づく事業の登録に係る監督者等の講習及び従事者の研修（以下「監督者講習等」という。）については、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る従事者の研修について」（令和2年2月28日事務連絡）及び「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る監督者等について」（令和2年3月30日事務連絡）により、地域における新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、柔軟に対応いただくようお示したところです。

今般、緊急事態宣言の解除を受け、監督者講習等を実施する機関に対し、別添のとおり監督者講習等を再開するにあたっての留意点等を示しましたので、業務の参考としてください。

なお、本措置については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、変更する可能性があることを申し添えます。

【担当者】

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

北村、日比

電話番号：03-5253-1111（内線2432, 2939）